

公調委令和3年（セ）第1号

燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件責任裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、3808万円を支払え。

2 被申請人

本件責任裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の操業するg等の製造工場からの振動、騒音、悪臭、大気汚染及び土壌汚染により、自宅建物の損傷及び健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 申請人（昭和▲年▲月▲日生）は、肩書地に自宅（以下「申請人旧宅」という。）を所有し、昭和52年2月から居住している。申請人旧宅は、昭和51年に建築された木造2階建ての一般住宅である。申請人は、平成18年に申請人旧宅の西側に住居を新築し（以下「申請人新宅」という。）、冬は申請人新宅で就寝している。（職1、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、昭和52年に設立されたgや金属製品を製造する株式会社である。被申請人は、新潟県燕市〇〇に本社を置き、事業を行っていたが、昭和63年1月30日、申請人旧宅の南に隣接する土地（燕市△△）に金属プレス工場を新設し、さらに、平成5年7月17日、金属プレス工場が所在する土地と道路を挟んで西側の土地（燕市□□）に本社建屋を新設し、有機溶剤を使用する作業工程及び本社機能に移した（金属プレス工場及び本社建屋をあわせて「被申請人工場」という。）。（甲63、甲65、職1、審問の全趣旨）

ウ 申請人旧宅、申請人新宅、金属プレス工場及び本社建屋の位置関係は、別紙1図面のとおりである。（職1、審問の全趣旨）

(2) 被申請人の事業の概要

ア 被申請人工場の稼働時間は、月曜日から金曜日及び土曜日（月2回程度）の午前8時20分頃から午後5時30分頃までである。（職1、審問の全趣旨）

イ gや金属製品の製造工程は次のとおりである。（職1、審問の全趣旨）

（ア）金属プレス工場で、フレキシオンプレスなどの機械プレスを使用して製品の模様等を成形する。

（イ）本社建屋1階のプレハブで塗装前の脱脂のため、有機溶剤を使用して製品の洗浄作業を行う。

（ウ）本社建屋1階の塗装室で有機溶剤を使用して製品を塗装し、乾燥機を使用して乾燥させ、完成させる。

（エ）製品の受注、完成品の出荷は本社建屋において行う。

(3) 事実経過

ア 申請人は、平成16年4月、被申請人に対し、被申請人工場からの振動、騒音及び悪臭について苦情を申し立てた。（審問の全趣旨）

イ 申請人は、平成17年10月、燕市に対し、被申請人工場からの振動、

騒音及び悪臭について相談した。（審問の全趣旨）

ウ 燕市は、申請人からの相談を受けて、平成18年3月28日から平成26年3月4日までの間、申請人旧宅敷地と金属プレス工場敷地との敷地境界における振動測定及び騒音測定（各合計25回）並びに本社建屋からの臭気確認（合計29回）及び臭気測定（合計2回）を行った。（甲21）

エ 申請人は、平成28年、燕市及び被申請人を相手方として、三条簡易裁判所に対し調停を申し立て、被申請人工場からの振動、騒音及び悪臭についての解決を求め、2回の調停期日が行われたが、調停不成立となった。

（審問の全趣旨）

オ 申請人は、令和3年1月19日、公害等調整委員会に対し、本件責任裁定を申請した。（顕著な事実）

カ 公害等調整委員会事務局（以下「事務局」という。）は、令和4年2月3日、佐野泰之専門委員及び東賢一専門委員立会いの下、申請人旧宅、金属プレス工場及び本社建屋の現地確認を行った。（職1）

キ 事務局は、令和4年9月6日、佐野泰之専門委員及び東賢一専門委員立会いの下、金属プレス工場の振動及び騒音測定並びに本社建屋の臭気測定及び特定悪臭物質等の濃度測定を実施した。（職2）

2 本件の争点及び当事者の主張の骨子

(1) 振動を理由とする不法行為の成否（争点1）

（申請人の主張）

被申請人は、金属プレス工場においてフレキションプレスの使用により振動を発生させ、申請人に精神的苦痛を与えるとともに、申請人旧宅を損壊させた。

（被申請人の主張）

燕市の測定結果によれば、規制基準を超過した日は1度きりで、超過の程度は2dBにとどまる。被申請人は、平成15年に金属プレス工場の窓を塞ぎ、

大型フレキシオンプレス申請人旧宅側から離れた位置に移設し、平成18年に基礎部分を強化して振動の軽減を図るなど、最大限の対策を講じており、受忍限度を超えることはない。

(2) 騒音を理由とする不法行為の成否（争点2）

（申請人の主張）

被申請人は、フレキシオンプレス及び金属プレス工場の敷地にある室外機の稼働により騒音を発生させ、申請人に精神的苦痛を与えた。

（被申請人の主張）

被申請人は、平成10年5月に室外機1台を、平成12年4月に室外機1台を移設し、金属プレス工場の申請人旧宅側の窓を閉塞し、平成15年にフレキシオンプレスを移設し、平成18年にフレキシオンプレスの基礎部分を強化して騒音の軽減を図るなど、最大限の対策を講じており、受忍限度を超えることはない。

(3) 悪臭及び大気汚染を理由とする不法行為の成否（争点3）

（申請人の主張）

被申請人は、金属プレス工場及び本社建屋において有機溶剤を使用して悪臭及び大気汚染を発生させ、申請人に頭痛、吐き気、目の充血等といった健康被害を発生させた。

（被申請人の主張）

被申請人は、法令を遵守して有機溶剤を使用する業務を行っており、これまでの測定結果によれば、いずれも規制基準を下回っている。被申請人は、平成17年に臭気減少筒を新設し、平成29年には臭気減少筒を高くする改良を施しており、有機溶剤を使用する業務の際には、プレハブ及び本件塗装ブースの窓を閉めるといった対策を講じており、受忍限度を超えることはない。

(4) 土壌汚染を理由とする不法行為の成否（争点4）

(申請人の主張)

被申請人は、操業を開始してから平成21年頃までの間、金属プレス工場でも有機溶剤を使用する業務を行っており、その間、トリクロロエチレンやクロムを使用し、溶剤等を同工場にあった申請人旧宅側の排水溝から排出し、土壌汚染を発生させ、申請人旧宅敷地の植物を枯らす被害を生じさせた。

(被申請人の主張)

被申請人は、金属プレス工場及び本社建屋において、トリクロロエチレン及びクロムを使用しておらず、土壌汚染は発生していない。

(5) 申請人の損害 (争点5)

(申請人の主張)

ア 申請人旧宅の損傷についての損害 3520万円

金属プレス工場からの振動により、申請人旧宅は損傷し、耐久性や耐震性等が著しく劣化し、雨漏りがする状態である。

申請人旧宅を再建築するには少なくとも坪単価80万円の費用がかかる。申請人旧宅の延床面積は44坪であるから、損害額は3520万円となる。

イ 慰謝料 288万円

申請人は、少なくとも平成16年8月から令和2年7月までの16年間、振動、騒音、悪臭、大気汚染及び土壌汚染により健康被害及びそれに伴う精神的苦痛を被っている。これを慰謝するための慰謝料は、ひと月あたり1万5000円が相当であり、損害額は、288万円となる。

(被申請人の主張)

ア 申請人旧宅の損傷についての損害

振動測定の結果によれば振動の最大値は67dBであり、距離減衰を考慮すれば、工場振動による損傷の可能性は極めて小さい。申請人旧宅は築40年を超えており、柱の損傷は木材の乾燥により生じた縦割れであるから、経年変化である。申請人旧宅は、耐震性が低い建物であり、平成16年1

0月発生の中越地震及び平成19年7月発生の中越沖地震により、工場振動の35倍もの地震動が加わっている。金属プレス工場の振動と申請人旧宅の損傷との間に因果関係はない。

イ 慰謝料
争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 振動を理由とする不法行為の成否について（争点1）

(1) 認定事実

ア 規制基準

(ア) 金属プレス工場は、機械プレスを有する工場として、振動規制法2条2項の特定施設を設置する工場（特定工場等）に該当する。金属プレス工場の所在する地域（第2種区域）における振動規制法の定める振動の規制基準（特定工場等の敷地境界での値）は、次のとおりとされている。

昼（午前8時から午後8時まで） 65dB

夜（午後8時から翌日の午前8時まで） 60dB

(イ) 特定工場等の振動につき上記（ア）の規制基準に適合しているかどうかを測定する場合、振動レベルの決定は、次のとおりとされている。

a 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

b 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

c 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値（L10）

イ 関連する事実経過

(ア) 被申請人は、金属プレス工場内にフレキシオンプレス6台を設置し、稼働させていた（以下、「プレスA」ないし「プレスF」という。）。

6台のフレキシオンプレスのうちプレスA及びCが大型フレキシオンプレスであり、各フレキシオンプレスの圧力能力は、プレスAが1800kN、プレスBが1200kN、プレスDが1200kN、プレスEが1700kN、プレスFが700kNである。プレスCの圧力能力については証拠はないが、その使用状況等に照らしプレスAと同等の圧力能力を有していると推認される。(乙19の11ないし15、職1、審問の全趣旨)

各フレキシオンプレスの配置は、プレスAが金属プレス工場の北側(申請人旧宅側)の壁から南方向に9.32m離れた位置(別紙2図面の「移設前大型フレキシオンプレス」の位置)に、プレスBないしFが、金属プレス工場の南側(申請人旧宅と反対側)の壁に面した位置(別紙2図面の「B」「C」「D」「E」及び「F」の位置)に順に並べて設置されていた。(職1、審問の全趣旨)

フレキシオンプレスは、手動で操作する必要があり、作業者は、プレスに金型及び素材を取り付けて、ハンドルを操作して、瞬間的に大きな圧力を素材に加えることにより、模様などを成形している。(審問の全趣旨)

(イ) 燕市は、平成18年3月28日、同年10月17日及び平成19年1月25日に振動測定を行ったが、同日の測定において、規制基準65dBを超過する振動レベル(L10)67dBが測定されたことから、被申請人に対して改善指導を行った。(甲21〔1ないし4頁〕)

(ウ) 被申請人は、燕市からの改善指導を受けて、規制基準を超過する原因となっていたプレスAを金属プレス工場内の申請人旧宅から離れた場所に移設することとし、平成19年4月6日までに、プレスAを南東方向に9.5mの位置(別紙2図面「A」の位置)に移設し、基礎部分にクッション材を入れる防振処置を実施した。移設の結果、申請人旧宅からプレスAまでの距離は、移設前と比較して、7.5m程度離れた。(甲2

1〔4及び5頁〕、職1〔11頁〕)

(エ) 燕市は、平成19年4月6日から平成26年3月4日までの間、22回の振動測定を実施した。測定の結果、振動レベル(L10)の最大値は、平成19年4月6日に記録された62dBであり、規制基準65dBを下回っていた。(甲21〔5、42ないし55頁〕)

(オ) 新潟県建築士会h支部は、申請人からの依頼により、平成28年2月19日、申請人旧宅について耐震診断を実施し、基礎にひび割れがあり補強が必要な状態であること及び上部構造につき壁の割れ、柱の割れ、壁の隙等があることを確認し、十分な強度を有する耐力が少ないため、倒壊する可能性が高いと診断した。(甲3、甲15)

(カ) 被申請人は、平成29年5月30日から令和元年6月29日までの間、申請人旧宅と金属プレス工場との敷地境界において、毎日、測定開始時刻を午前8時40分頃、測定時間を8時間として、振動測定を実施した。測定期間中の振動レベル(L10)の最大値は、平成29年12月27日に記録された54.4dBであり、規制基準65dBを下回っていた。(甲11、甲56、甲59)

また、振動加速度レベルは、おおむね63dB～69dBまでの間で推移しており、70dBを超過したのは、平成29年6月5日の86.4dB(73.6dB)、同年8月30日の70.7dB(65.9dB)、平成30年1月4日の70.2dB(62.0dB)、同月17日の70.5dB(61.8dB)、同月30日に記録された70.1dB(62.9dB)、平成30年2月27日に記録された74.3dB(68.3dB)であった(以上の()内は振動レベルの最大値)。振動加速度レベルが69dB程度の場合、振動レベルの最大値は、おおむね61dB程度であった。(甲56)

(キ) 被申請人は、令和3年8月30日、金属プレス工場から大型フレキションプレスであるプレスCを撤去した。(職1、審問の全趣旨)

ウ 事務局による現地確認

事務局が令和4年2月3日に現地確認をした際、申請人旧宅1階では、南側を中心に、柱に縦に入る割れが生じ、障子戸が閉まりにくくなっており、壁にひびが生じていることが確認され、申請人旧宅2階でも、南側を中心に、柱に縦に入る割れが生じ、壁にひびが生じていることが確認された。（職1）

エ 事務局による振動測定

（ア）振動測定の概要

事務局は、令和4年9月6日、金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界2か所及び申請人旧宅1階洋室にそれぞれ振動計を設置し、プレスA、D及びFを対象として、稼働時の振動測定を実施した。測定には、被申請人工場において使用する材料のうち最も硬く、最も振動及び騒音が強くなると考えられる真鋸^{ちゅう}を使用し、フレキシオンプレスごとに5回以上の振動を発生させた。（職2〔1ないし3頁〕）

（イ）振動測定結果の概要

フレキシオンプレスによる振動は、衝撃振動であり、稼働時は、おおむね5秒間隔で振動が発生すること、全ての測定地点においてZ方向（鉛直）の振動が最も大きく主要な振動であることが確認された。

各フレキシオンプレス稼働時のZ方向の振動レベルの最大値の平均値は、プレスAが、敷地境界において61.6dB、申請人旧宅内において56.4dBであり、プレスDが、敷地境界において53.1dB、申請人旧宅内において49.6dBであり、プレスFが敷地境界において44.4dBであり、申請人旧宅内において42.3dBであった。（職2〔9及び12頁〕）

このことから、プレスAを稼働した際の振動が最も大きいことが確認され、また、申請人旧宅における振動レベルは敷地境界における振動レ

ベルよりも2～3dB小さいこと、申請人旧宅内で生じた振動につき建物による振動増幅は認められないこと、申請人旧宅内の測定地点において、人体の振動感覚^{いき}閾値（50%の人が感じる振動レベルでおよそ60dB、10%の人が感じる振動レベルでおよそ55dB）に達する振動を発生させるのは、プレスA、D及びFのうちAのみであることが確認された。

（職2〔9及び12頁〕）

(ウ) 振動加速度レベルと木造建築物被害との関係

振動加速度レベル55dB以下は震度0、振動加速度レベル55～65dBは震度1、振動加速度レベル65～75dBは震度2、振動加速度レベル75～85dBは震度3、振動加速度レベル85～95dBは震度4、振動加速度レベル95～105dBは震度5弱又は震度5強に相当する。また、耐震性の低い木造建築物について、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがあるのは、振動加速度レベルが95dBを超える場合（震度5弱）である。（乙1、職4）

(2) 判断

ア 振動レベルの評価について

(ア) 評価方法について

特定工場等の振動につき規制基準に適合しているかどうかを測定する場合の振動レベルの決定は、金属プレス工場の通常の操業状態を前提とする必要があり、フレキションプレスによる衝撃振動は、その性質上、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合に該当するといえることができるから、5秒間隔の測定値の80パーセントレンジの上端の数値（L10）を採用することが相当である。

ただし、特定のフレキションプレスによる振動のみが大きいと考えられる場合は、測定器の指示値の最大値の平均値を採用することも考えられる。この場合、評価値は、上記の振動レベルの決定の中で、最も大きい

値となるから、L10が最大値の平均値を超えることはなく、最大値の平均値が規制基準を満たすのであれば、L10を採用したとしても規制基準を満たすといえる。

本件においては、フレキションプレスの設置状況が時期によって異なることから、下記（イ）ないし（エ）のとおり時期を分けて検討する。

（イ）大型フレキションプレスであるプレスCが撤去され、プレスA、B、D、E及びFが、金属プレス工場の南側（申請人旧宅と反対側）の壁に面して設置されている令和3年8月31日から現在まで（以下「現配置」という。）

a フレキションプレスが単体で稼働した場合の振動レベル

事務局による振動測定の結果、最も振動が大きいのはプレスAを稼働した場合であり、その場合の敷地境界における振動の最大値の平均値は61.6dBとなる（認定事実エ（イ））。また、振動レベルの最大値の平均値とL10とでは、振動レベルの変動パターンにより違いはあるものの、おおむね10dB以上の差が生じると考えられるから、L10は61.6dBから10を引いた51.6dB程度と推計され、いずれも規制基準65dBを下回る。プレスAの圧力能力は、プレスB、D、E及びFよりも大きいから（認定事実イ（ア））、フレキションプレスが単体で稼働した場合の振動は、いずれも規制基準を下回る。

b フレキションプレスが複数台稼働した場合の振動レベル

各フレキションプレスによる最大値の振動が同時に発生した場合の振動レベルを推計する。

上記のとおり、事務局による振動測定の結果によれば、敷地境界における振動レベルの最大値の平均値は、プレスAが61.6dB、プレスDが53.1dB、プレスFが44.4dBである（認定事実エ（イ））。プレスBの振動レベルの最大値の平均値は、圧力能力が1200kNであ

り、プレスDと同じであること（認定事実イ（ア））から、プレスDと同じ53.1 dBとする。プレスEの振動レベルの最大値の平均値は、圧力能力が1700 kNであり、プレスAの圧力能力1800 kNを下回ることから、プレスAの61.6 dBを上回ることはないと想定される。

その上で、プレスA、B、D、E及びFの振動レベルの最大値の平均値を合成（加速度の2乗和をレベルにした結果）すると、65.2 dBと推計される。これをもとに、プレスA、B、D、E及びFが同時に稼働した場合における振動レベルのL10を推計すると、65.2 dBから10を引いた55.2 dB程度となり、規制基準65 dBを下回ることができる。

振動レベルの最大値の平均値で見た場合は、推計値が65.2 dBと規制基準を僅かに上回るが、金属プレス工場における通常の作業工程を前提とすると、そもそも全フレキシオンプレスが同時に稼働し、かつ、これらの振動レベルが同時に最大値となる頻度は少ないと考えられる上、上記の推計は、最も振動が生じやすい真鍮を用いた測定データを使用し、かつ、プレスEの圧力能力を実際よりも過大に評価して行ったものであることを考慮すると、実際には、振動レベルの最大値の平均値が規制基準65 dBを超過することがあるとしても一時的なものであり、その頻度は^{まれ}希で、超過の程度は僅かといえることができる。

（ウ）大型フレキシオンプレスであるプレスAが移設され、プレスAないしFが、金属プレス工場の南側（申請人旧宅と反対側）の壁に面して設置されていた平成19年4月6日から令和3年8月30日まで（以下、「プレスA移設後配置」という。）

a フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の振動レベル

事務局による振動測定の結果、最も振動が大きいのはプレスAであり、これを稼働した際の敷地境界における振動の最大値の平均値は6

1.6 dBとなり（認定事実エ（イ））、L10は51.6 dB程度となるから、規制基準65 dBを下回る。プレスCは、プレスAと同じ大型フレキションプレスであり、同等の圧力能力を有するものと認められ、他のフレキションプレスについては、プレスAの圧力能力を上回るものはないこと（認定事実イ（ア））から、フレキションプレスが単体で稼働した場合の振動は、いずれも規制基準を下回る。

b フレキションプレスが複数台稼働した場合の振動レベル

上記（イ）b及び（ウ）aのとおり、敷地境界における振動レベルの最大値の平均値は、プレスA、C及びEが61.6 dB、プレスB及びDが53.1 dB、プレスFが44.4 dBであると想定される。

その上で、プレスAないしFの振動レベルの最大値の平均値を合成（加速度の2乗和をレベルにした結果）すると、66.8 dBと推計される。これをもとに、プレスAないしFが同時に稼働した場合における振動レベルのL10を推計すると、66.8 dBから10を引いた56.8 dB程度となり、規制基準65 dBを下回る。

振動レベルの最大値の平均値で見た場合は、推計値が66.8 dBと規制基準を上回るが、実際には、振動レベルの最大値の平均値が規制基準65 dBを超過するとしても一時的なものであり、その頻度は希で、超過の程度も僅かであることは、既に述べたとおりである（判断ア（イ）b同旨）。

上記判断は、平成19年4月6日から平成26年3月4日までに行われた燕市による振動測定の結果（認定事実イ（エ））及び平成29年5月30日から令和元年6月29日までに行われた被申請人による振動測定の結果（認定事実イ（カ））が、いずれも規制基準を下回っていたことに照らしても、相当である。

（エ）プレスAが、金属プレス工場の北側（申請人旧宅側）の壁から南方向

に9.32m離れた位置に設置され、プレスBないしFが、金属プレス工場の南側の壁に面して設置されていた平成19年4月6日より前（以下、「当初配置」という。）

a フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の振動レベル

振動レベルが最も大きいプレスAは、移設される平成19年4月6日より前は、金属プレス工場内の申請人旧宅に近い位置に設置されていた（認定事実イ（ウ））。そのため、プレスAが移設前の位置で稼働した場合の敷地境界における振動レベルを推計する必要がある。

移設前におけるプレスAの位置から敷地境界までの距離は、移設後におけるプレスAの位置から敷地境界までの距離よりも7.5m申請人旧宅に近い位置にあったこと（認定事実イ（ウ））から、振動の距離減衰を考慮に入れて、プレスAが移設前の位置で稼働した場合の敷地境界における振動レベルを計算すると、最大値の平均値は、68.9dBとなる。これをもとに、プレスAが稼働した場合における振動レベルのL10は、68.9dBから10を引いた59dB程度と推計され、規制基準65dBを下回る。そうすると、フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の振動は、L10の振動レベルを基準とすると規制基準を下回るが、プレスAの移設前の振動レベルの最大値の平均値を基準とすると、規制基準を上回る。

b フレキシオンプレスが複数台稼働した場合の振動レベル

上記aのとおり、移設前のプレスAの振動レベルの最大値の平均値は68.9dBと推計される。他のフレキシオンプレスの振動レベルの最大値の平均値は、上記（ウ）bにおけるのと同じ想定が妥当する。その上で、プレスAないしFの振動レベルの最大値の平均値を合成（加速度の2乗和をレベルにした結果）すると、70.4dBと推計される。これをもとに、プレスAないしFが同時に稼働した場合における敷地

境界における振動レベルのL10は、70.4dBから10を引いた60.4dB程度と推計され、規制基準65dBを下回るということが出来る。

また、振動レベルの最大値の平均値でみた場合、70.4dBと規制基準を上回るが、既に述べたのと同様の理由により、このような形での振動が発生する場合は希であるということが出来る（判断ア（イ）b同旨）。

上記a及びbにおける推論は、平成18年3月28日、同年10月17日及び平成19年1月25日に行われた燕市による振動測定結果において、L10の値で規制基準を超過したのが平成19年1月25日のみであり、超過の程度も2dBと僅かであったこと（認定事実イ（イ））とも整合する。

イ 金属プレス工場の振動による申請人の精神的苦痛の発生を理由とする不法行為の成否について

上記アのとおり、金属プレス工場からの振動レベルは、同工場稼働後の全期間を通じて、設置されている全フレキシオンプレスと同時に稼働させるという稼働実態よりも厳しい想定のもとにおいても、L10の振動レベルでみると、金属プレス工場と申請人旧宅の敷地境界付近で、当初配置時は60.4dB、プレスA移設後配置時では56.8dB、現配置時には55.2dBと推計され、いずれも規制基準の範囲内である上に、申請人旧宅における振動レベルは、上記よりも更に2から3dB程度低いものであったと推認される。しかるところ、人体の振動感覚閾値は、50%の人が感じる振動レベルでおおよそ60dB、10%の人が感じる振動レベルでおおよそ55dBとされていること（認定事実エ（イ））に照らして、L10で見ると、申請人旧宅内での振動レベルは、かなり弱いものであり、健康被害や昼間の日常生活上の支障を生じさせるものではないということが出来る。

次に、振動レベルの最大値の平均値で見ると、当初配置時は、プレスA

のみの稼働によって68.9dB、全フレキションプレスの稼働によって70.4dBとなり得ることが認められる。もっとも、このような振動が生じる頻度は多くはなく、一時的なものであり、申請人旧宅では、これよりも2から3dB程度減衰することを勘案すると、上記の振動の感覚閾値に照らしても、健康や日常生活上に大きな影響が及ぶ振動とは言い難い。さらに、被申請人が燕市の改善指導によりプレスAを移設した後は、敷地境界における振動レベルの最大値の平均値でみても、規制基準の範囲内にとどまっております。希に、一時的に規制基準を僅かに超過したことがあったというに過ぎない。そうすると、振動レベルの最大値の平均値でみても、健康被害や昼間の日常生活上の支障を生じさせるものではないといえることができる。

以上によれば、申請人が被申請人工場から発生する振動によって、一般社会生活上受忍すべき程度を超える精神的苦痛を被っていると認めることはできない。したがって、不法行為の成立を認めることはできない。

ウ 金属プレス工場の振動による申請人旧宅の損壊を理由とする不法行為の成否について

(ア) 申請人旧宅は、平成28年2月19日時点で、基礎のひび割れ、壁の割れ、柱の割れ、壁の隙等が生じており、また、令和4年2月3日時点で、1階南側を中心に、柱に縦に入る割れや壁のひびが生じ、障子戸が閉まりにくい状態となっており、2階南側を中心に、柱に縦に入る割れや壁のひびが生じている状態であった（認定事実イ（オ）及びウ）。そこで、これらの損傷が金属プレス工場からの振動によって生じたかについて検討する。

(イ) 木造建築物など耐震性の低い建物について、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が発生しうるのは、振動加速度レベルが9.5dBを超える場合（震度5弱を超える場合）であり（認定事実エ（ウ））、振動加速度レベルが9.5dB未満（震度4以下）の場合に、建物に損傷が生じることは考え難

いとされている。しかるところ、上記アのとおり金属プレス工場からの振動レベルが最も大きかった期間は当初配置であるから、この時期における申請人旧宅地点の振動加速度レベルを推計する。

まず、被申請人が平成29年5月30日から令和元年6月29日までの期間に行った振動測定の結果によれば、振動加速度レベルは、おおむね63dB～69dBまでの間で推移しており、振動加速度レベルが69dB程度の場合、振動レベルの最大値はおおむね61dB程度である（認定事実イ（カ））。上記の被申請人の測定が行われた期間はプレスA移設後配置の時期に該当し、上記ア（ウ）のとおり、この期間においては、プレスA又はプレスCによる振動が最も大きいと考えられ、その振動レベルの最大値は61.6dBと推計される。そうすると、上記の被申請人による振動測定の結果に記録されている振動レベルの最大値61dB程度は、おおむね移設後のプレスA又はCにより発生したものと考えることができ、移設後のプレスA又はCによる敷地境界における振動加速度レベルはおおむね69dB程度であったといえることができる。

次に、上記の振動加速度レベルを参照して、当初配置時のプレスAの申請人旧宅地点の振動加速度レベルを推計する。移設前におけるプレスAの位置から敷地境界までの距離は、移設後におけるプレスAの位置から敷地境界までの距離よりも7.5m申請人旧宅に近い位置にあり（認定事実イ（ウ））、このことを考慮して移設前の位置でプレスAが稼働した場合の敷地境界における振動加速度レベルを計算すると、76dBとなる。さらに、申請人旧宅の振動レベルと敷地境界の振動レベルの差は3dB程度となるから（認定事実エ（イ））、申請人旧宅内の振動加速度レベルは、76dBから3を引いた73dB程度と推計される。そうすると、フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の申請人旧宅内の振動加速度レベルは、いずれも95dBを大幅に下回る。

また、上記ア（エ）bのとおり、全てのフレキションプレスが同時に稼働した場合の振動レベルの最大値の平均値は70.4dBであるが、移設前のプレスAが単体で稼働した場合の振動レベルの最大値の平均値68.9dBと比較しても1.5dB程度の差しかないから、フレキションプレスが複数台稼働した場合であっても、振動加速度レベルが95dBを超過することはないといえることができる。

現配置及びプレスA移設後配置においても、当初配置よりも振動レベルは小さいことから、振動加速度レベルが95dBを超過することはないといえることができる。

なお、被申請人が平成29年5月30日から令和元年6月29日までの期間に行った振動測定の結果によれば、振動加速度レベルが70dBを超えた日が6回あり、その値は、平成29年6月5日の86.4dB、同年8月30日の70.7dB、平成30年1月4日の70.2dB、同月17日の70.5dB、同月30日の70.1dB、同年2月27日の74.3dBであったことが記録されている（認定事実イ（カ））。しかし、これらの数値は、落雪や落雷など金属プレス工場以外の発生源による影響の可能性も否定できず、また、95dBを大幅に下回る数値であって、前記の推認を覆すものではない。

（ウ）また、地震動を原因として発生する柱の割れは、曲げ破壊を原因とする横方向の割れであり、縦方向の割れは、干割れという木材が乾燥する過程等で生じるものとされているから（乙1〔4頁〕）、上記（ア）の申請人旧宅に生じた柱の縦割れは、振動によって発生したものとは考え難い。申請人旧宅は、昭和51年に新築された木造の一般住宅であり（前提事実(1)ア）、上記（ア）の各損傷が確認された平成28年2月19日時点において、既に約40年が経過していた上、申請人旧宅に生じた柱の割れ、壁の割れ等は、日射による温度と湿度の変化によって膨張や収

縮の影響を受けやすい南側に多く生じていること（認定事実ウ）も考慮すると、上記の各損傷は、経年変化によって生じた可能性が高いというべきである。

(エ) 以上によれば、上記（ア）の各現象が金属プレス工場からの振動により生じたと認めることはできず、不法行為の成立を認めることはできない。

申請人は、金属プレス工場南側（申請人旧宅と反対側）の敷地内通路にひび割れが生じていたことから、フレキションプレスの振動が道路の損壊を生じさせる程度の強い振動であったと主張しており、平成29年3月4日及び同年8月31日時点で上記通路にひび割れが生じていることを確認できる写真（甲15）を提出している。しかし、通路の舗装面にひび割れが発生する原因には、重量車両の走行や経年変化による可能性が考えられ、上記の判断を覆すに足りない。

2 騒音を理由とする不法行為の成否について（争点2）

(1) 認定事実

ア 騒音に関する規制基準等

(ア) 環境基準

a 申請人旧宅及び被申請人工場が所在する地域は準工業地域であり、環境基本法に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）における地域類型では、「C」に該当し、その環境基準は、次のとおりである。

昼間（午前6時から午後10時まで）60dB以下

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）50dB以下

b 環境基準に照らして騒音レベルを評価する際には、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベ

ルによって評価することを原則としている。

(イ) 規制基準

- a 金属プレス工場は、騒音規制法施行令別表第1の1ホ(機械プレス)を有する工場として騒音規制法2条2項の特定施設を設置する工場(特定工場等)に該当する。

金属プレス工場の所在する地域(第3種区域)における騒音規制法の定める騒音の規制基準(特定工場等の敷地境界での値)は、次のとおりである。

朝(午前6時から8時まで) 60 dB

昼(午前8時から午後8時まで) 65 dB

夕(午後8時から午後10時まで) 60 dB

夜(午後10時から翌日の午前6時まで) 50 dB

- b 特定工場等の騒音につき上記aの規制基準に適合しているかどうかを測定する場合、騒音レベルの決定は、次のとおりである。

(a) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

(b) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

(c) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値(L5)

(d) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値

(ウ) 屋内指針

中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について(答申)」(平

成10年5月22日)では、騒音の評価手法としては、等価騒音レベル(LAeq、T)が適当である旨示しており、さらに、屋内において1mの距離でくつろいだ状態で話して100%明瞭な会話了解度を維持する上で維持されることが望ましい会話影響に関する屋内騒音レベルの指針として、一般地域の昼間(午前6時から午後10時まで)は45dB以下との指針値(以下「屋内指針」という。)を示している。

イ 関連する事実経過

(ア) 被申請人は、金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界から1.8m程度離れた位置に、エアコンの室外機2台を設置し、稼働させていた。(職1〔6頁〕)

(イ) 燕市は、平成18年3月28日及び同年10月17日に騒音測定を行い、同日の測定の結果、騒音レベル(L5)が77.2dBとなり規制基準65dBを超過したため、被申請人に対して金属プレス工場の窓を閉めるなどの改善指導を行った。(甲21〔2、35及び36頁〕)

(ウ) 燕市は、平成19年1月25日から平成24年7月10日までの間、7回の騒音測定を行った。測定の結果、騒音レベル(L5)は、いずれも規制基準65dBを下回った。(甲21〔4、5、42及び43頁〕)

(エ) 燕市は、平成24年7月19日、騒音測定を行い、その結果、室外機の近い測定地点の騒音レベル(L5)が65.1dBとなり、規制基準65dBを超過したため、室外機の音を遮へいする対策をするように被申請人に改善指導を行った。(甲21〔39及び43頁〕)

(オ) 被申請人は、燕市からの改善指導を受け、平成24年8月28日までに、室外機2台と申請人旧宅との間についてを設置した。(職1〔6頁〕、審問の全趣旨)

(カ) 燕市は、平成24年8月28日から平成25年5月10日までの間、10回の騒音測定を行った。測定の結果、騒音レベル(L5)は、いず

れも規制基準を下回った。(甲21〔40ないし55頁〕)

(キ) 燕市は、平成25年7月1日、騒音測定を行い、その結果、騒音レベル(L5)が67.1dBと規制基準65dBを超過したため、プレス作業時に窓及びシャッターを閉めるなどの改善指導を行った。(甲21〔51頁〕、審問の全趣旨)

(ク) 燕市は、平成25年9月4日、騒音測定を行い、その結果、室外機に近い測定地点の騒音レベル(L5)が69.7dBとなり、規制基準65dBを超過したため、室外機について改善指導を行った。(甲21〔51頁〕)

(ケ) 被申請人は、燕市からの改善指導を受けて、平成25年9月24日までに室外機2台のうち1台を、平成29年5月頃までに残りの1台を、金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界から3.8m程度離れた位置に移設した。(甲15、甲21〔51頁〕、甲30、職1〔6頁〕、審問の全趣旨)

(コ) 燕市は、平成25年9月24日、同年12月26日、平成26年3月4日、騒音測定を行った。その結果、騒音レベル(L5)は、いずれも規制基準65dBを下回った。(甲21〔52ないし55頁〕)

ウ 事務局による騒音測定

(ア) 騒音測定の概要

事務局は、令和4年9月6日、金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界2か所、室外機近傍及び申請人旧宅1階洋室にそれぞれ騒音計を設置し、プレスA、D及びF並びに室外機を対象として、稼働時の騒音測定を実施した。フレキシオンプレスの稼働条件は、振動測定と同一である。(職2〔1ないし3頁〕)

(イ) 測定結果の概要

a 敷地境界におけるフレキシオンプレス稼働時の騒音レベルの最大値の平均値は、プレスAは59.1dBであり、プレスDは53.5dBであ

り、プレスFは48.3dBであり、フレキシオンプレス非稼働時の等価騒音レベル（暗騒音レベル）は、47.5dBであった。（職2〔26ないし28頁〕）

申請人旧宅内における各フレキシオンプレスの稼働5回を含む時間帯の等価騒音レベルは、最大で38.4dBであり、フレキシオンプレスの非稼働時の申請人旧宅内の等価騒音レベル（暗騒音レベル）は、35.7dBであった。（職2〔29頁〕）

- b 室外機2台を稼働した際の機器近傍における等価騒音レベルは、66.1dBであり、非稼働時の等価騒音レベル（暗騒音レベル）は、51.6dBであった。（職2〔29頁〕）

(2) 判断

ア フレキシオンプレスによる騒音について

(ア) 評価方法について

特定工場等の騒音につき規制基準に適合しているかどうかを測定する場合の騒音レベルの決定は、金属プレス工場の通常の操業状態を前提とする必要があり、フレキシオンプレスによる騒音は、振動と同じく、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合に該当するということができるから、測定値の90パーセントレンジの上端の数値（L5）を採用することが相当である。

ただし、特定のフレキシオンプレスによる騒音のみが大きいと考えられる場合は、騒音計の指示値の最大値の平均値を採用することも考えられ、この場合、評価値は、上記の騒音レベルの決定の中で、最も大きい値となるから、L5はこれよりも低くなり、最大値の平均値が規制基準を満たすのであれば、L5を採用したとしても規制基準を満たすということができる。

(イ) 令和3年8月31日から現時点まで（現配置）

a 規制基準に照らした評価

(a) フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の騒音レベル

事務局による騒音測定によれば、最も騒音が大きいプレスAを稼働した際の敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は59.1 dBであり（認定事実ウ（イ））、規制基準65 dBを下回る。プレスAの圧力能力は、プレスB、D、E及びFよりも大きいから、フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の騒音レベルは、いずれも規制基準を下回る。

(b) フレキシオンプレスが複数台稼働した場合の騒音レベル

事務局による騒音測定の結果によれば、敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は、プレスAは59.1 dB、プレスDは53.5 dB、プレスFは48.3 dBである（認定事実ウ（イ））。プレスBは、プレスDと同じ53.5 dB、プレスEは、プレスAと同じ59.1 dBと想定される。

その上で、プレスA、B、D、E及びFの騒音レベルの最大値の平均値を合成（加速度の2乗和をレベルにした結果）すると、63.3 dBと推計され、規制基準65 dBを下回る。

b 環境基準に照らした評価

金属プレス工場からの騒音レベルを環境基準に照らして評価する場合、昼間（午前6時から午後10時まで）の全時間を通じた等価騒音レベル（ L_{eq} ）によって評価する必要がある（認定事実ア（ア））。

L_5 が最大値の平均値を超えないことは上記（ア）のとおりであり、また、 L_5 から等価騒音レベルを推計する場合、騒音レベルの変動パターンにより、変換量は異なるものの、道路交通騒音の変動に類似すると考えると、 L_5 から7を引くことにより推計し得る。最も騒音レベルが大きくなるのは全フレキシオンプレスが同時に稼働した場合で

あるが、この場合のL5は最大値の平均値である63.3dBを超えることはなく、等価騒音レベルは、63.3dBから7を引いた56.3dBを超えることはないと推計できる。さらに、事務局による測定結果によれば、フレキションプレスの非稼働時の等価騒音レベル（暗騒音レベル）は47.5dBであるから（認定事実ウ（イ））、被申請人工場の操業時間である午前8時20分頃から午後5時30分頃までを除く時間帯における等価騒音レベルは、47.5dB程度ないしそれ以下のレベルであると考えられる。そうすると、昼間（午前6時から午後10時まで）の等価騒音レベルは、環境基準60dBを下回る。

c 屋内指針に照らした評価

金属プレス工場からの騒音レベルを屋内指針に照らして評価する場合、昼間（午前6時から午後10時まで）の等価騒音レベルをもって評価する必要がある（認定事実ア（ウ））。

事務局による測定結果によれば、フレキションプレスが単体で稼働した場合の申請人旧宅内の等価騒音レベルは、最大で38.4dBであり、フレキションプレスの非稼働時の申請人旧宅内の等価騒音レベル（暗騒音レベル）が35.7dBであるから（認定事実ウ（イ））、被申請人工場の操業時間を除く時間帯における等価騒音レベルは、35.7dB程度ないしそれ以下のレベルとなる。そうすると、フレキションプレスが複数台稼働した場合を考慮しても、申請人旧宅内における等価騒音レベルは、屋内指針45dBを下回る。

(ウ) 平成19年4月6日から令和3年8月30日まで（プレスA移設後配置）

a 規制基準に照らした評価

(a) フレキションプレスが単体で稼働した場合の騒音レベル

事務局による騒音測定によれば、最も騒音が大きいプレスAを稼

働した際の敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は59.1 dBであり、規制基準65 dBを下回る。そうすると、フレキシオンプレスが単体で稼働した場合の騒音レベルは、いずれも規制基準を下回る。

(b) フレキシオンプレスが複数台稼働した場合の騒音レベル

プレスA、B、D、E及びFの敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値の想定は、上記(イ) a (b) のとおりである。また、プレスCの圧力能力は、プレスAと同等であると推認されるから、騒音レベルの最大値の平均値は、プレスAと同じと想定される。

その上で、プレスAないしFの騒音レベルの最大値の平均値を合成(加速度の2乗和をレベルにした結果)すると、64.7 dBと推計され、規制基準65 dBを下回る。

この推計は、平成19年4月6日から平成26年3月4日までに行われた燕市による騒音測定結果において、平成25年7月1日にフレキシオンプレスによる騒音が原因で67.1 dBを記録した日を除き、いずれも規制基準65 dBを下回ったこと(認定事実イ(ウ)ないし(コ))に照らしても、相当である。

b 環境基準に照らした評価

最も騒音レベルが大きくなるのは全フレキシオンプレスが同時に稼働した場合であるところ、上記(イ) cと同じく、等価騒音レベルは、最大値の平均値64.7 dBから7を引いた57.7 dBを超えることはないと推計される。加えて、環境基準の評価対象となる午前6時から午後10時までの時間帯のうち、被申請人工場の作業時間を除く時間帯の等価騒音レベルは、暗騒音レベルである47.5 dB程度ないしそれ以下のレベルに低下することも考慮すれば、昼間

(午前6時から午後10時まで)の等価騒音レベルは、環境基準60dBを下回るということが出来る。

c 屋内指針に照らした評価

上記(イ) a及び(ウ) aのとおり、フレキションプレスが複数台稼働した場合の敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は、現配置において63.3dBであり、プレスA移設後配置において64.7dBである。両者の差が1.4dB程度であることに照らせば、プレスA移設後配置においても、申請人旧宅内の等価騒音レベルは、屋内指針45dBを下回るということが出来る。

(エ) 平成19年4月6日より前(当初配置)

a 規制基準に照らした評価

(a) フレキションプレスが単体で稼働した場合の騒音レベル

圧力能力が最も大きいと考えられるプレスA及びCのうち、申請人旧宅により近い位置にあり、騒音レベルが最も大きいと考えられるプレスAの敷地境界における騒音レベルを推計する。

まず、最大値の平均値を推計すると、移設前の位置から敷地境界までの距離は、移設後の位置よりも7.5m申請人旧宅に近い位置にあるから、騒音の距離減衰を考慮する必要があり、その結果、プレスAが移設前の位置で稼働した場合の敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は63.8dBとなり、規制基準65dBを下回る。したがって、フレキションプレスが単体で稼働した場合の騒音は、おおむね規制基準65dBを下回る。

(b) フレキションプレスが複数台稼働した場合の騒音レベル

敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は、プレスAが63.8dB、プレスDが53.5dB、プレスFが48.3dB、プレスBがプレスDと同じ53.5dB、プレスC及びEが、移設後のプレ

スAと同じ59.1dBと想定される。

その上で、プレスAないしFの騒音レベルの最大値の平均値を合成（加速度の2乗和をレベルにした結果）すると、全フレキシオンプレスが同時に稼働した場合の敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は、66.6dBと推計され、規制基準を上回る。しかし、既に述べたとおり（上記1(2)ア（イ）b参照）、金属プレス工場における通常の作業工程を前提とすると、そもそも全フレキシオンプレスが同時に稼働し、かつ、これらの騒音レベルが同時に最大値となる頻度は少ないと考えられる上、上記の推計は、最も振動が生じやすい真鍮を用いた測定データを使用し、かつ、プレスEの圧力能力を実際よりも過大に評価して行ったものであることを考慮すると、実際には、騒音レベルの最大値の平均値が規制基準65dBを超過するとしても一時的なものであり、その頻度は希で、超過の程度も僅かであるといえる。

燕市が平成18年3月28日から平成26年3月4日までの間に25回行った騒音測定結果によれば、フレキシオンプレスによる騒音が原因で騒音レベル（L5）が規制基準65dBを超過したのは、平成18年10月17日の77.2dB及び平成25年7月1日の67.1dBの2回のみであり、その他はいずれも規制基準65dBを下回っていたこと（認定事実イ（イ）ないし（コ））からしても、移設前後を通じて、フレキシオンプレスの騒音レベル（L5）はおおむね規制基準65dBを下回っていたといえることができる。

したがって、フレキシオンプレスが複数台稼働した場合の騒音レベルは、おおむね規制基準65dBを下回る。

b 環境基準に照らした評価

上記（イ）bと同じく、全フレキシオンプレスが同時稼働した場合の等価騒音レベルは、最大値の平均値66.6dBから7を引いた59.6dBを超えることはない。加えて、環境基準の評価対象となる午前6時から午後10時までの時間帯のうち、被申請人工場の操業時間を除く時間帯の等価騒音レベルは、暗騒音レベルである47.5dB程度ないしそれ以下のレベルに低下することも考慮すれば、昼間（午前6時から午後10時まで）の等価騒音レベルは、環境基準60dBを下回る。

c 屋内指針に照らした評価

上記（イ）a及び（エ）aのとおり、フレキシオンプレスが複数台稼働した場合の敷地境界における騒音レベルの最大値の平均値は、現配置において63.3dBであり、当初配置において66.6dBである。両者の差が3dB程度であることに照らせば、当初配置における申請人旧宅内の等価騒音レベルは、現配置と同じく、屋内指針45dBを下回る。

イ 室外機による騒音について

（ア）室外機2台は、金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界から1.8m程度離れた位置に設置されており、平成24年8月28日までに室外機2台と申請人旧宅との間についたてが設置され、平成25年9月24日までに室外機2台のうち1台が金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界から3.8m程度離れた位置に移設され、平成29年5月頃に残りの1台が移設されている（認定事実イ（ア）、（オ）及び（ケ））。そのため、室外機が2台とも移設前の位置に設置され、かつ、ついたてが設置されていなかった平成24年8月28日以前（室外機当初配置）、ついたてが設置されていた平成24年8月29日から平成25年9月24日までの期間（ついたて設置後）及び室外機が

移設された同日以降（室外機現配置）に分けて騒音レベルを検討する。

(イ) 平成24年8月28日以前（室外機当初配置時）

室外機当初配置における、申請人旧宅における室外機の等価騒音レベルを推計する。

事務局による測定結果によれば、室外機が金属プレス工場と申請人旧宅との敷地境界から3.8m程度離れた位置にあった場合の室外機近傍での等価騒音レベルは66.1dBである（認定事実ウ（イ））。移設前の室外機は金属プレス工場と金型倉庫に挟まれた位置にあり（認定事実イ（ア））、2回音が反射することによる影響や金属プレス工場の壁により音源が見渡せないことによる回折効果の影響が見込まれること並びに敷地境界から申請人旧宅までの距離が2.6m程度であること（前提事実(1)ウ）を考慮すると、申請人旧宅における室外機の等価騒音レベルは、53dBと推計される。したがって、環境基準60dBを下回る。

また、申請人旧宅内における等価騒音レベルは、一般的な建物自体の遮音効果によりさらに低減すると考えられるから、屋内指針45dBを下回るといえることができる。

(ウ) 平成24年8月29日から平成25年9月24日まで（ついたて設置後）

ついたて設置後における、申請人旧宅における室外機の等価騒音レベルは、ついたてにより騒音が5dB程度低減すると考えられることから、48dBと推計される。したがって、環境基準60dBを十分に下回る。

また、申請人旧宅内における等価騒音レベルは、一般的な建物自体の遮音効果によりさらに低減すると考えられるから、屋内指針45dBを下回るといえることができる。

(エ) 平成25年9月25日から現在まで(室外機現配置時)

上記(ア)のとおり、室外機2台は、移設前よりも2m申請人旧宅から離れた位置に移設されているから、申請人旧宅における等価騒音レベルは、距離減衰の影響により移設前よりも低下する。したがって、申請人旧宅及び申請人旧宅内における等価騒音レベルは、上記(イ)及び(ウ)の場合よりも、さらに低下するから、環境基準60dB及び屋内指針45dBを下回る。

ウ 以上によれば、被申請人工場からの騒音は、申請人旧宅及び被申請人工場所在地の地域環境を踏まえて定められた環境基準及び騒音規制法に基づく規制基準並びに屋内指針を超過するには至っておらず、騒音のピークレベルが規制基準を超過することがあったとしても、その頻度は希で、一時的なものであり、申請人旧宅内において健康被害や日常生活上の支障を生じさせる程度のもではなかったといえることができる。

したがって、申請人が被申請人工場からの騒音によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っていると認めることはできず、そうすると、被申請人について騒音を理由とする不法行為の成立を認めることはできない。

3 悪臭及び大気汚染を理由とする不法行為の成否について(争点3)

(1) 認定事実

ア 規制基準等

(ア) 申請人工場が所在する地域は、悪臭防止法3条の規制地域に該当し、同法4条2項及び「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」(新潟県告示第2148号)に基づき、臭気指数により、敷地境界における規制基準(以下「1号基準」という。)並びに事業場の排出口における規制基準(以下「2号基準」という。)が定められている。被申請人工場が所在する地域(第2種区域)に適用される1号基準は、臭気指数1

2である。2号基準は、排出口の高さ、規模等に応じて個別に算出される。

(イ) 上記(ア)の臭気指数による規制基準は、下記の6段階臭気強度表示法における臭気強度2.5から3.5までの範囲で定めることとされている。臭気強度2.5は臭気指数10～15、臭気強度3は臭気指数12～18、臭気強度3.5は臭気指数14～21に相当する。

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値)
2	何のにおいであるか分かる弱いにおい(認知閾値)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(ウ) 被申請人が使用する有機溶剤に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル及びメチルイソブチルケトン、は、悪臭防止法2条、同法施行令1条の特定悪臭物質に該当する。(乙12ないし16)

(エ) 被申請人が使用する有機溶剤に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン及び1-ブタノールは、労働安全衛生法施行令別表第6の2及び有機溶剤中毒予防規則1条1項4号の第2種有機溶剤に該当し、エチルベンゼン及びメチルイソブチルケトンは、労働安全衛生法施行令別表第3及び特定化学物質障害予防規則2条1項7号に定める特定化学物質に該当する。(甲36)

イ 関連する事実経過

(ア) 被申請人は、昭和63年1月30日に金属プレス工場を新設後、金属プレス工場において、金型製造工程、金属加工プレス工程並びに有機溶剤を使用した塗装及び乾燥工程を行っていたが、平成5年7月17日に

本社建屋を新設して以降、プレハブ及び塗装室において、塗装及び乾燥工程を行うこととなった。（審問の全趣旨）

(イ) 塗装室内には、塗装ブース及び乾燥機があり、塗装室内の排気は、排気口からダクトを通じて本社建屋の屋上に設置された2か所の排気口（以下「屋上排気口」という。）から排出されていた（以下「本件局所排気装置」という。）。プレハブ内の排気は、一部が換気扇によりそのまま排出され、一部が本件局所排気装置により排出されていた。（職1〔17及び23頁〕）

(ウ) 燕市は、平成18年3月28日から平成19年7月12日までの間、4回にわたり本社建屋からの臭気確認を行い、その結果、平成19年4月28日及び同年7月12日に、揮発性有機塩素系化合物と思われる臭気を確認した。（甲21〔6及び7頁〕）

(エ) 被申請人は、遅くとも平成18年9月頃までに、屋上排気口に臭気減少筒を新設した。（審問の全趣旨）

(オ) 新潟県i研究所は、燕市の依頼により、平成19年9月5日、臭気判定士による臭気測定を実施した。（甲21〔8ないし11頁〕）

上記測定において、屋上排気口から採取された検体の臭気指数は24及び26であり、2号基準である臭気指数26を超過しなかった。なお、敷地境界付近では臭気が感じられなかったことから、敷地境界での検体の採取は行われなかった。（甲21〔8ないし11頁〕、審問の全趣旨）

(カ) 新潟県i研究所は、燕市の依頼により、平成20年9月17日、被申請人に対する事前通知なしに、臭気判定士による臭気測定を実施した。（甲21〔25ないし27頁〕）

上記測定において、プレハブの換気扇から採取された検体の臭気指数は20であり、2号基準である臭気指数22を超過しなかった。（甲21〔25ないし27頁〕、審問の全趣旨）

(キ) 被申請人は、遅くとも令和元年6月頃までに、臭気減少筒の高さを3 mから4 mにかさ上げした。(審問の全趣旨)

ウ 事務局による測定

(ア) 事務局は、令和4年9月6日午後0時から午後5時まで、屋上排気口において、ガス検知器を使用したトルエン濃度の測定を行った。その結果、トルエンが検知されたのは、塗装室で塗装作業が行われた令和4年9月6日午後3時18分から午後3時45分までの間であった。(職2及び職5)

事務局は、上記の測定と並行して、臭気指数の測定及び特定悪臭物質等の濃度測定のため、本社建屋と申請人旧宅との敷地境界及び屋上排気口から検体を2回ずつ採取し、ガス検知器でトルエンが検知された時間帯に近い時間帯の検体として、屋上排気口については午後3時25分に採取した検体を、敷地境界については午後4時13分に採取した検体をそれぞれ試料として分析した。各検体の採取時、屋上排気口では明らかな有機溶媒臭が感じられ、敷地境界では有機溶媒臭が感じられなかった。

(職2及び職5)

測定時は南寄りの風があり、午後3時以降の風速は約2～4 m/sで推移した。(職2〔34頁〕)

なお、申請人旧宅及び被申請人工場が所在する地域は、悪臭防止法4条2項に基づく臭気指数の設定による規制対象区域であり、同法4条1項に基づく特定悪臭物質の濃度による規制対象区域ではないものの、本社建屋からの排気に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル及びメチルイソブチルケトンが特定悪臭物質に該当することから、これらの濃度測定を実施したものである。(職2及び職5)

(イ) 臭気指数測定の結果

上記(ア)の各検体の臭気指数の測定結果、屋上排気口の検体の臭気

指数は25であり、2号基準である26を下回っており、敷地境界の検体の臭気指数は10未満であり、1号基準である12を下回っていた。

(職2〔35頁])

(ウ) 特定悪臭物質測定の結果

上記(ア)の各検体の濃度測定の結果は、次のとおりである。なお、酢酸エチルは、敷地境界において定量下限値(1.0 μg/m³)未満であった。(職2〔36頁])

	屋上排気口		敷地境界	
	μg/m ³	ppm	μg/m ³	ppm
トルエン	86,000	22	9.6	0.0025
キシレン	21,000	4.8	1.4	0.00032
酢酸エチル	4,600	1.3	<1.0	<0.00030
メチルイソブチルケトン	1,100	0.26	1.1	0.00026

(エ) 特定悪臭物質以外の大気汚染物質の測定結果

屋上排気口の試料から、上記(ウ)のほかに特定化学物質であるエチルベンゼン、メチルエチルケトン及び1-ブタノールが検出され、敷地境界の試料から、1,2,4-トリメチルベンゼン、デカン及びドデカンが検出された。その測定結果及びこれをトルエンに換算した濃度は、次のとおりである。(職2〔36頁])

	屋上排気口		敷地境界	
	ppm	μg/m ³	ppm	μg/m ³
エチルベンゼン	7.8	30,000	—	
メチルエチルケトン	2.5	9,400	—	
1-ブタノール	2.1	7,900	—	

1, 2, 4-トリメチルベンゼン	—	0.00057	2.2
デカン	—	0.00055	2.1
ドデカン	—	0.00052	2.0

エ トルエン及びキシレンについての大気拡散シミュレーション結果

事務局は、屋上排気口においてトルエンが検知された時間帯が午後3時18分から午後3時45分までであるのに対し、分析に使用した敷地境界での試料の採取時間帯が午後4時7分から午後4時37分までであり、敷地境界で採取された試料は屋上排気口でトルエンが検知された時間帯の濃度が適切に反映されていない可能性があることから、低煙源工場拡散モデル（METILIS）による大気拡散シミュレーションを行った。（職3及び職5）

上記シミュレーションでは、屋上排気口の濃度が高かったトルエン及びキシレンを対象とし、事務局による調査時と同じ条件である屋上排気口から22ppmのトルエン及び4.8ppmのキシレンが排出された場合の敷地境界及び申請人旧宅玄関における長時間暴露濃度（1年間の平均値濃度）及び短時間暴露濃度（1時間濃度）を推計した。風向は、申請人旧宅側への影響が最も大きくなると考えられる南南西（屋上排気口から敷地境界方向）及び南西（屋上排気口から申請人旧宅（玄関）方向）とし、風速は、事務局による測定時の平均風速を想定した。（職3及び職5）

シミュレーションの結果は次のとおりである。（職3及び職5）

物質名		敷地境界	申請人旧宅（玄関）	備考
		ppm	ppm	
トルエン	長期	0.01012	0.004613	
	短期	0.07691	0.01216	風向:SSW 風速3.4m/s

ン	短期	0.05822	0.03473	風向:SW 風速3.4/s
キ	長期	0.002144	0.0009769	
シ	短期	0.01629	0.002576	風向:SSW 風速3.4m/s
レ				
ン	短期	0.01233	0.007356	風向:SW 風速3.4m/s

(2) 悪臭についての判断

ア 平成18年9月以降の排気について

本件局所排気装置について、遅くとも平成18年9月頃に屋上排気口に臭気減少筒が新設され、令和元年6月頃までに臭気減少筒の高さが1mかさ上げされた。そこでまず、平成18年9月以降の排気について検討する。

2号基準への適合性を検討するに、既に認定したとおり、新潟県i研究所が平成19年9月5日に実施した臭気測定の結果、屋上排気口からの排気について2号基準である臭気指数26を超過しなかったこと(認定事実イ(オ))、同研究所が平成20年9月17日に実施した臭気測定の結果、本社建屋の換気扇からの排気について2号基準である臭気指数22を超過しなかったこと(認定事実イ(カ))、事務局が令和4年9月6日に実施した臭気測定の結果、屋上排気口からの排気について2号基準である臭気指数26を超過しなかったこと(認定事実ウ(イ))からすれば、本社建屋からの排気は、2号基準を満たしているといえることができる。

次に、1号基準への適合性を検討する。トルエンについて、悪臭防止法4条1項に基づき特定悪臭物質の濃度の設定による規制を行う場合、臭気強度1(やっと感知できるにおい(検知閾値))に相当する濃度は0.9ppmと設定されており、また、トルエンの検知閾値として報告されている最小値は0.16ppmである。1号基準である臭気指数12は臭気強度2.

5に相当する値として設定されているから、本社建屋からの排気の濃度がこれらの検知閾値を下回る場合には、1号基準である臭気指数12を下回ることができる。事務局によるシミュレーション結果によれば、トルエンの敷地境界における長時間暴露濃度は0.01012ppmであり、短時間暴露濃度は、風向が南南西の場合0.07691ppmであり、風向が南西の場合0.05822ppmとなり（認定事実エ）、いずれも、臭気強度1に相当する濃度を大幅に下回るだけでなく、検知閾値として報告されている最小値を下回る。また、キシレンについて、悪臭防止法4条1項に基づき特定悪臭物質の濃度の設定による規制を行う場合、臭気強度1に相当する濃度は0.1ppmと設定されており、キシレンの検知閾値として報告されている最小値が0.041ppmである。そして、事務局によるシミュレーション結果によれば、キシレンの敷地境界における長時間暴露濃度は0.002144ppmであり、短時間暴露濃度は風向が南南西の場合0.01629ppmであり、風向が南西の場合0.01233ppmとなり（認定事実エ）、これによれば、いずれも臭気強度1に相当する濃度を大幅に下回るだけでなく、検知閾値として報告されている最小値を下回る。

上記のとおり屋上排気口からの排気に含まれる成分のうち、特に濃度の高いトルエン及びキシレンについて検知閾値を下回る濃度となっていることからすれば、本社建屋からの排気は1号基準を満たすといえることができる。

以上によれば、平成18年9月以降の本社建屋からの排気は、悪臭防止法に基づく規制基準を超過しないといえることができる。風速や風向といった気象条件により、敷地境界において検知できる程度の臭気が到達する可能性は否定できないが、長期間暴露濃度の推計値が検知閾値として報告されている最小値を下回っていることからすれば、そもそも検知できる程度の臭気が敷地境界に到達する頻度は少ないといえることができ、また、臭気

の程度も1号基準である臭気指数12を超過しないと考えられるから、上記の可能性があるとしても、臭気は許容できるレベルにある。

イ 平成18年9月以前の排気について

上記のとおり、平成19年9月5日の臭気測定、平成20年9月17日の臭気測定及び令和4年9月6日の事務局による測定の結果によれば、屋上排気口からの排気又は本社建屋の換気扇からの排気が、2号基準と同じ又は近い数値であったことは上記アのとおりである。そうすると、平成18年9月に臭気減少筒を新設する以前において、本社建屋からの排気が2号基準を超過していた可能性があることは否定できず、また、敷地境界により強い臭気が到達していた可能性があることは否定できない。

しかし、上記アのとおり、事務局によるシミュレーション結果によれば、トルエン及びキシレンについての敷地境界及び申請人旧宅玄関における長時間暴露濃度及び短時間暴露濃度は、いずれも検知閾値として報告されている最小値を下回る。そうすると、臭気減少筒の設置がなかった場合であっても、直ちに1号基準を超過する程度の臭気が敷地境界に到達していたと推認することはできず、その他に、当時、1号基準を超過する程度の臭気が排出されていた事実を認めるに足りる証拠はない。そうすると、平成18年9月以前における本社建屋からの排気について、許容できる限度を超えていたと認めることはできない。

(3) 大気汚染による健康被害の可能性についての判断

ア 平成18年9月以降の排気について

(ア) 短時間暴露による影響について

a トルエン

事務局によるシミュレーション結果によれば、トルエンの敷地境界における短時間暴露濃度は、風向が南南西の場合0.07691ppmであり、風向が南西の場合0.05822ppmと推計される（認定事実

エ)。これらの値は、トルエンのA E G L-1（米国環境保護庁が定める急性暴露ガイドライン濃度（A E G L）のうち、「不快レベル」に相当し、感受性の高いヒトも含めた公衆に著しい不快感や、兆候や症状の有無にかかわらない可逆的影響を増大させる空气中濃度閾値であり、これらの影響は、身体の障害にはならず一時的で曝露の中止により回復するとされている濃度）における60分値である67 ppmを下回るから、健康影響が生じる程度とは認められない。

b キシレン

事務局によるシミュレーション結果によれば、キシレンの敷地境界における短時間暴露濃度は、風向が南南西の場合0.01629 ppmであり、風向が南西の場合0.01233 ppmと推計される（認定事実エ）。これらの値はキシレンのA E G L-1における60分値である130 ppmを下回るから、健康影響が生じる程度とは認められない。

c メチルイソブチルケトン

事務局による測定結果によれば、屋上排気口でトルエン濃度が高かった時間帯のトルエン濃度は22 ppmであるのに対し、メチルイソブチルケトン濃度は0.26 ppmであり（認定事実ウ（ウ）及び（エ））、メチルイソブチルケトンはトルエンの約84分の1程度の濃度で推移しているに過ぎない。欧州連合の職業暴露基準の短時間暴露限界値（S T E L）において、トルエンの15分値が100 ppmとされ、メチルイソブチルケトンの15分値が50 ppmと定められていることを踏まえると、メチルイソブチルケトンの濃度は、A E G L-1に相当する濃度を下回ることができるから、健康影響が生じる程度とは認められない。

（イ）長時間暴露による影響について

a 各指針値

世界保健機関、厚生労働省、米国環境保護庁及びドイツ連邦環境庁が定めている長期間暴露を対象とする空气中濃度の指針値は別紙3のとおりであり、これらの指針値に照らして、長時間暴露による影響を検討する。

b トルエン

事務局によるシミュレーション結果によれば、トルエンの敷地境界における長期間暴露濃度は0.01012 ppm、申請人旧宅における長期間暴露濃度は0.004613 ppm と推計される（認定事実エ）。いずれも、別紙3における最も低い指針値0.068 ppm を下回るから、長時間暴露による健康影響が生じる程度とは認められない。

c キシレン

事務局によるシミュレーション結果によれば、キシレンの敷地境界における長期間暴露濃度は0.002144 ppm、申請人旧宅における長期間暴露濃度は0.0009769 ppm と推計される（認定事実エ）。いずれも別紙3における最も低い指針値0.023 ppm を下回るから、長時間暴露による健康影響が生じる程度とは認められない。

d メチルイソブチルケトン

事務局による測定結果によれば、屋上排気口でトルエン濃度が高かった時間帯のトルエン濃度は22 ppm であるのに対し、メチルイソブチルケトン濃度は0.26 ppm であり、トルエンの約84分の1の濃度となり、相当低い数値で推移している（認定事実ウ（ウ）及び（エ））。そのため、敷地境界におけるメチルイソブチルケトンの長時間暴露濃度は、トルエンの敷地境界における長期間暴露濃度0.01012 ppm 及び申請人旧宅における長期間暴露濃度0.004613 ppm を超えることはないと推計される。これらの値は、いずれも別紙3における最も低い指針値0.024 ppm を下回るから、長時間暴露による健康影響が生じる程度

とは認められない。

e 1,2,4-トリメチルベンゼン、デカン及びドデカン

事務局による測定結果及びシミュレーション結果によれば、敷地境界におけるトルエン濃度の測定結果は0.0025 ppm であるのに対し、敷地境界におけるトルエンの長期間暴露濃度の推計結果は0.01012 ppm となり、事務局による測定時のトルエン濃度は年平均値の約4分の1であったということになる（認定事実ウ（ウ）及びエ）。これに加え、事務局による測定時の敷地境界における1,2,4-トリメチルベンゼン、デカン及びドデカンの濃度が0.00052～0.00057 ppm であったこと（認定事実ウ（エ））を踏まえると、敷地境界における1,2,4-トリメチルベンゼン、デカン及びドデカンの長期間暴露濃度は、0.00052～0.00057 ppm の数倍程度の範疇で推移するということができ、仮に10倍の範疇^{ちゅう}で推移すると想定しても0.0052～0.0057 ppm 程度となる。この値は、別紙3における1,2,4-トリメチルベンゼンについての最も低い指針値0.012 ppm 並びにデカン及びドデカンについての最も低い指針値0.041 ppm をいずれも下回るから、長時間暴露による健康影響が生じる程度とは認められない。

f エチルベンゼン、メチルエチルケトン及び1-ブタノール

事務局による測定結果によれば、エチルベンゼン、メチルエチルケトン及び1-ブタノールは、事務局による測定時、屋上排気口では検出されたものの、敷地境界では検出されなかった物質である（認定事実ウ（エ））から、敷地境界におけるエチルベンゼン、メチルエチルケトン及び1-ブタノールの長時間暴露濃度は、敷地境界で検出された物質よりも低い濃度で推移するということができる。事務局による測定結果によれば、敷地境界で検出された物質のうち最も濃度の低いドデカンの濃度は0.00052 ppm である（認定事実ウ（エ））から、敷地境界におけるエチル

ベンゼン、メチルエチルケトン及び1-ブタノールの長時間暴露濃度は、ドデカンの濃度0.00052 ppm より低い値で推移するといえる。この値は、別紙3におけるエチルベンゼンの最も低い指針値0.045 ppm、メチルエチルケトンの最も低い指針値1.7 ppm、1-ブタノールの最も低い指針値0.231 ppm をいずれも下回るから、長時間暴露による健康影響が生じる程度とは認められない。

- (4) 以上によれば、被申請人工場からの排気は、申請人旧宅及び被申請人工場所在地の地域環境を踏まえて定められた悪臭防止法に基づく規制基準を超過するには至っておらず、また、排気に含まれる大気汚染物質の濃度についても、短時間暴露及び長時間暴露による健康被害への影響を考慮して定められた各指針値を超過するに至っていないといえることができ、一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っていると認めることはできず、そうすると、被申請人について悪臭及び大気汚染を理由とする不法行為の成立を認めることはできない。

4 土壌汚染を理由とする不法行為の成否について（争点4）

(1) 認定事実

ア 法令等の規制

(ア) 事業者は、屋内作業場において有機溶剤業務をする場合、第1種有機溶剤及び第2種有機溶剤については、局所排気装置を設置する義務があり（労働安全衛生法22条、23条、有機溶剤中毒予防規則5条）、局所排気装置の設置・移設・変更をする際には、30日前に所轄の労働基準監督署長に局所排気を行うべき物質を特定して届出を行わなければならないとされている（労働安全衛生法88条）。さらに、屋内作業場において有機溶剤業務をする場合、定期的に作業環境測定を行い、その結果を記録しておくこととされている（労働安全衛生法65条）。トリクロロエチレンは、第1種有機溶剤に該当する（労働安全衛生法施行令別

表第6の2及び有機溶剤中毒予防規則1条1項4号)。被申請人は、労働基準監督署長への届出を行った上で、本件局所排気装置を設置し、作業環境測定を行っているが、対象物質には、トリクロロエチレンは含まれていない。(甲36、乙17、審問の全趣旨)

(イ) 新潟県において、事業者がトリクロロエチレンを使用して事業を行う場合には、新潟県トリクロロエチレン等環境汚染防止対策要綱に基づき、あらかじめ新潟県知事に届け出る必要がある。被申請人は、新潟県知事に対し、当該要綱に基づくトリクロロエチレンの使用の届出をしていない。(審問の全趣旨)

イ j 株式会社による土壌診断の結果等

j 株式会社は、申請人からの依頼により、令和3年10月1日、申請人旧宅敷地の土壌を調査し、VOC試験、重金属等含有量測定等を行った。

(甲125)

VOC試験は、土壌汚染対策法に定める第1種特定有害物質11種中、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンを対象とし、土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準である0.01mg/Lを判定基準として溶出の有無を測定するものである。測定の結果、対象物質はいずれも検出されなかった。(甲125)

重金属等含有量測定においては、蛍光X線分析により、クロム、カドミウム、水銀、セレン、鉛及び^ひ砒素の6項目を対象として土壌溶出量の測定が行われた。測定の結果、クロムについて、6価クロムの土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準250mg/kgを超過する270mg/kgの含有量が検出されたが、その他の項目は基準未満であった。クロムについては、6価クロム化合物の含有を確認するための詳細分析が行われ、その結果、6価クロム化合物の含有量は2mg/kg未満であり、土壌溶出量基準を十分に

下回ること及び蛍光X線分析により検出されたクロムは3価クロムと考えられることが判明した。(甲125)

(2) 判断

ア トリクロロエチレンの使用を理由とする土壤汚染について

申請人は、被申請人が金属プレス工場においてトリクロロエチレンを含む有機溶剤を使用し、金属プレス工場の排水口から申請人旧宅との敷地境界沿いに作られた排水溝に廃液を流し、これを申請人旧宅の敷地内に^{いっ}溢水させ、これにより申請人の敷地の植栽を枯らしたが、廃液からはトリクロロエチレン特有の臭いがすると主張し、平成29年6月及び9月に、金属プレス工場の東側に設置されていた金型倉庫付近にトリクロロエチレンと記載のあるドラム缶の状況を撮影した写真(甲15、30)を提出する。

しかしながら、申請人が金属プレス工場からの廃液が溢水したと主張する箇所から採取した土壤について実施されたj株式会社の土壤診断においては、前記のとおり、トリクロロエチレンを含む対象5物質はいずれも検出されていない。加えて、被申請人は、平成5年7月17日に本社建屋を新設し、本社建屋に設備を設けて有機溶剤業務を行う部門を移転しており(悪臭に関する認定事実イ(ア))、そもそも本社建屋の新設以降、金属プレス工場において有機溶剤業務を行うことは考え難く、前記写真に撮影されたドラム缶も被申請人が主張するとおり、金型業務で生じた廃材を入れるためのものであった可能性を払拭し難い。さらに、労働安全衛生法に基づき局所排気装置に関する届出等を行い、作業環境測定を義務づけられている被申請人が、トリクロロエチレンについて、あえて虚偽の届出をし、これを使用することも考え難い。

以上によれば、被申請人がトリクロロエチレンを使用し土壤汚染を生じさせたと認めることはできない。

イ クロムの使用を理由とする土壤汚染について

申請人は、j株式会社の令和3年10月1日の土壌診断の結果を根拠として、被申請人が土壌汚染を生じさせたと主張する。しかしながら、土壌診断の結果は、申請人旧宅敷地の土壌から270 mg/kgのクロムが検出されているものの、6価クロムが2 mg/kg未満であり、その余は3価クロムであった。しかるところ、申請人旧宅敷地から検出された6価クロムは、土壌汚染対策法に基づく含有量基準250 mg/kgを大幅に下回る溶出量であり、大部分を占める3価クロムについては、土壌に溶出している形態での生物への毒性が小さいこと（職6及び職7）から、申請人旧宅敷地について、土壌汚染が生じているとは認められない。さらに、日本における一般的な土壌中のクロム濃度を実測した調査によれば、1.1～2225.3 mg/kgとの報告や、1.4～230 mg/kgとの報告が存在しており、申請人旧宅敷地から検出されたクロムは、そもそも自然由来のものである可能性を否定しがたく、他に被申請人がクロムを使用したことを窺^{うかが}わせる証拠はないから、申請人旧宅敷地から検出されたクロムが、被申請人の事業活動によって排出されたものであると認めることもできない。

以上によれば、被申請人がクロムを使用し土壌汚染を生じさせたと認めることはできない。

第4 結論

以上のとおり、本件責任裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和6年3月21日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

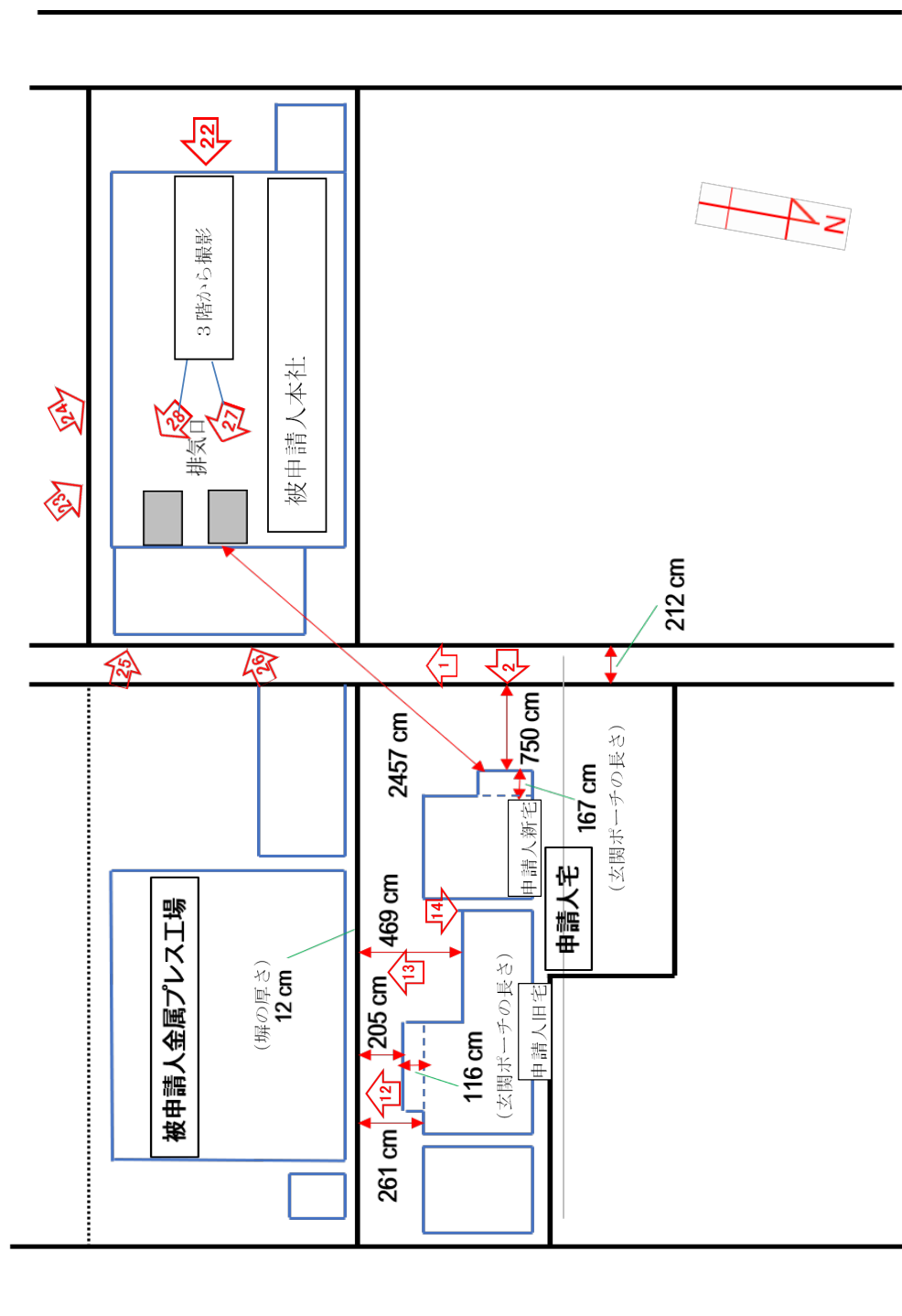
裁 定 委 員 若 生 俊 彦

裁定委員加藤一実は、差支えにより署名押印することができない。

裁 定 委 員 長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙2は省略

(図面 2) 申請人宅、被申請人の本社建屋及び被申請人の金属プレス工場の距離



大気汚染物質	世界保健機関 (WHO)	厚生労働省	米国環境保護庁	ドイツ連邦環境庁
トルエン	0.068 ppm (260 μ g/m ³)	0.068 ppm (260 μ g/m ³)		0.078 ppm (300 μ g/m ³)
キシレン		0.045 ppm (200 μ g/m ³)		0.023 ppm (100 μ g/m ³)
メチルイソブチル ケトン			0.732 ppm (3000 μ g/m ³)	0.024 ppm (100 μ g/m ³)
1,2,4-トリメチル ベンゼン			0.012 ppm (60 μ g/m ³)	0.020 ppm (100 μ g/m ³)
デカン (C ₁₀ H ₂₂)		テトラデカン (C ₁₄ H ₃₀) として 0.041 ppm* (330 μ g/m ³)		炭素数9～14の脂 肪族飽和炭化水素 200 μ g/m ³
ドデカン (C ₁₂ H ₂₆)		テトラデカン (C ₁₄ H ₃₀) として 0.041 ppm* (330 μ g/m ³)		炭素数9～14の脂 肪族飽和炭化水素 200 μ g/m ³
エチルベンゼン		0.88 ppm (3800 μ g/m ³)		0.045 ppm (200 μ g/m ³)
メチルエチルケト ン			1.7 ppm (5000 μ g/m ³)	
1-ブタノール				0.231 ppm (700 μ g/m ³)

※ デカン、ドデカン、テトラデカンを含む炭素数8～16の脂肪族炭化水素で構成される有機化合物の知見をもとに設定されている。